

議案第 28 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

（1）土地

所在 佐倉市臼井田字遠部

地番 2736 番

地目 田

地積 1,975.56 平方メートル

（2）土地

所在 佐倉市臼井田字遠部

地番 2737 番

地目 田

地積 562.63 平方メートル

（3）土地

所在 佐倉市臼井田字遠部

地番 2738 番

地目 田

地積 3,138.92 平方メートル

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

34,006,397円

4 取得に係る相手方

●●●●●●●●●●●●●●
● ● ● ●

令和8年8月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五